資料１

地域未来交付金（地域未来推進型）の制度概要について

地域未来交付金について

地域未来交付金

地域未来推進型

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、
地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする



スタートアップ支援拠点の整備





地場産品の販売促進





温泉施設等観光拠点の整備

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災緊急整備型

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

地域未来推進型の概要①

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。
- 従来の地方創生に資する取組のみならず、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を推進する。

◆制度概要

- 地方の暮らしの安定を実現し、各自治体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような、地方公共団体の地域独自の取組等を支援。

 ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

- ソフト＋ハードや分野間連携の事業を一体的に支援

 ※申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

- 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画

 ※多様な主体の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を行うこととする。

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則３か年度以内 （最長５か年度）	１自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則３か年度以内 （最長５か年度）	１自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則５か年度以内 （最長７か年度）	１自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 （単年度目安10億円） 中枢中核：20億円 （単年度目安4億円） 市区町村：10億円 （単年度目安2億円） 補助率：1/2等 （各省庁の交付要綱に従う）

◆評価基準（S～Dの５段階評価）

- **目指す将来像及び課題の設定**
- **KPI設定の適切性**
- **自立性**
- **地域の多様な主体の参画**

（注1）単年度の交付上限額は目安とする。

（注2）拠点整備事業の１事業当たりの事業計画期間における交付上限額（国費）について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

（注3）インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

（注4）広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請件数・交付上限額の算定とは切り分けて取り扱い、１リージョンあたり申請可能な事業数は最大５事業、交付上限額（国費）は最大10億円/年度。複数の広域リージョンに参画することは可能だが、当該自治体が広域リージョンとして申請できる事業数は、それぞれ最大３事業までとする。

地域未来推進型の概要②事業分野

➢ 事業分野（大項目）について、継続事業は、閣議決定された地方創生に関する総合戦略を踏まえたものとし、新規事業については、地域未来戦略の３つのカテゴリーを踏まえた見直しを行い、こうした事業内容を踏まえた事業を募集する。

＜令和７年度第２回募集＞

事業分野（大項目）
地方経済の創生
生活環境の創生
人や企業の地方分散

＜令和８年１月募集（新規事業）＞

事業分野（大項目）	事業分野（詳細）
戦略産業クラスター関連事業	「戦略産業クラスター」を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組 ※戦略産業クラスターとは、熊本の TSMC や北海道のラピダスを支えるクラスターのように、１７の戦略分野に関する検討が主導する形で、企業の大規模投資を中心に形成されるもの
地域産業クラスター関連事業	「地域産業クラスター」を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組 ※地域産業クラスターとは、地域主導で計画されるクラスターであって、複数自治体の連携促進や中堅企業支援等の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの
地場産業支援関連事業	地場産業の付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の維持及び拡大を目指す取組及びこれに関連する周辺的な取組
	地域未来戦略の推進を踏まえ、国民の暮らしと安全を守ることに資する取組

＜令和８年１月募集（継続事業）＞

事業分野（大項目）	事業分野（詳細）
強い経済	地場産業の付加価値向上や海外向けの販路開拓に向けた取組 産業クラスターの形成を目指す取組　農林水産品の輸出拡大等の農林水産分野 観光振興（DMO）等の観光分野 ITを活用した中堅・中小企業の生産性向上、新規事業化、対日投資促進等のローカルイノベーション分野　等
豊かな生活環境	日常生活に不可欠なサービスの持続可能な提供 小さな拠点分野 コンパクト・プラス・ネットワークの推進、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、防災等のまちづくり分野 若者雇用対策 ワークライフバランスの実現　等
選ばれる地方	生涯活躍のまち分野 移住促進・地方創生人材の確保・育成等の人材分野　等

地域未来推進型の概要③KPI（新規事業）

➢ 新規事業のKPIについては、地域未来戦略の３つのカテゴリーを踏まえた内容として、以下のとおりとする。

＜令和８年１月募集＞

事業分野（大項目）	必須KPIの例（事業・施策の全体効果）
戦略産業クラスター関連事業	当該地域における ・各産業における事業・施策の全体効果を表す総合的な数値 ・付加価値増加額 ・人口一人当たりの労働生産性
地域産業クラスター関連事業	当該地域における ・各産業における事業・施策の全体効果を表す総合的な数値 ・付加価値増加額 ・人口一人当たりの労働生産性
地場産業支援関連事業	当該地域における ・各産業における事業・施策の全体効果を表す総合的な数値 ・付加価値増加額 ・人口一人当たりの労働生産性 ・地域の人口・世帯数 （関係人口や交流人口を含めた増加数） ・安全・安心に暮らせる拠点・環境 （日常生活に不可欠なサービスへのリーチ・アクセス度合いなど） ・地域へのUIJターン数 （関係人口や交流人口を含めた増加数）

※なお、今後の地域未来戦略の議論の動向によっては、今後の募集において、KPIの変更を求める場合がある点に留意。

地域未来推進型の概要④KPI（継続事業）

➢ 継続事業のKPIについては、閣議決定された地方創生に関する総合戦略を踏まえ、以下のとおりとする。

＜従来＞

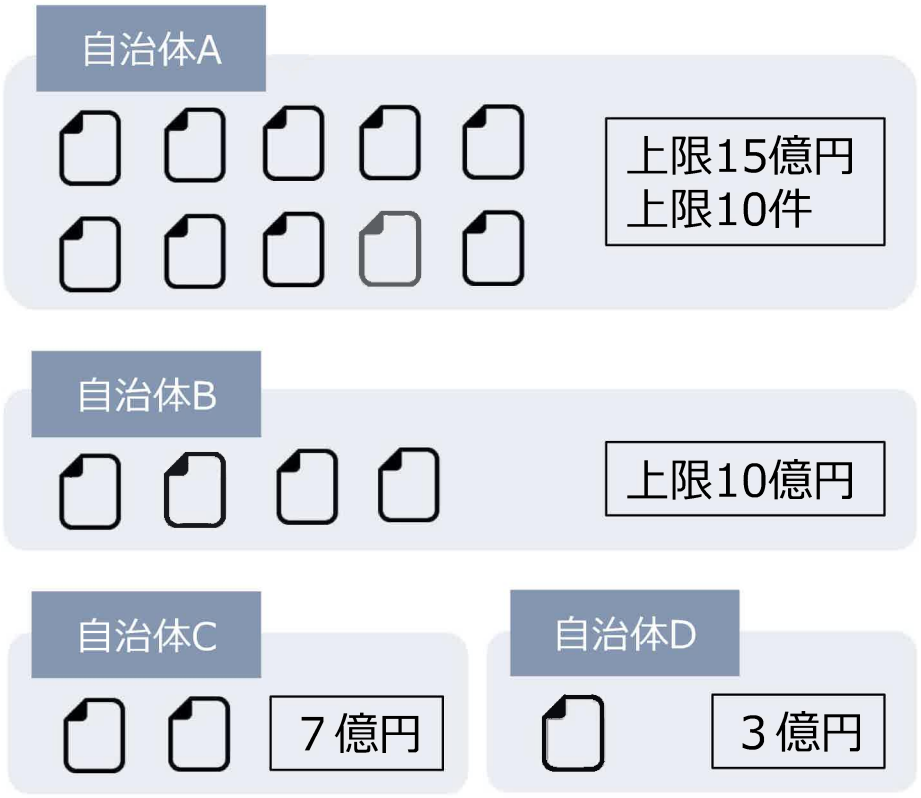
事業分野（大項目）	必須KPIの例（事業・施策の全体効果）
地方経済の創生	当該地域における ・農林水産出荷額や観光消費額などの各産業における 事業・施策の全体効果を表す総合的な数値 ・利潤増加額 ・人口一人当たりの労働生産性
生活環境の創生	・地域の人口・世帯数 （関係人口や交流人口を含めた増加数） ・安全・安心に暮らせる拠点・環境 （日常生活に不可欠なサービスへのリーチ・アクセス度合いなど）
人や企業の地方分散	・地域へのUIJターン数 （関係人口や交流人口を含めた増加数）

＜令和８年１月募集＞

事業分野（大項目）	必須KPIの例（事業・施策の全体効果）
強い経済	当該地域における ・農林水産出荷額や観光消費額などの各産業における 事業・施策の全体効果を表す総合的な数値 ・利潤増加額 ・人口一人当たりの労働生産性
豊かな生活環境	・地域の人口・世帯数 （関係人口や交流人口を含めた増加数） ・安全・安心に暮らせる拠点・環境 （日常生活に不可欠なサービスへのリーチ・アクセス度合いなど）
選ばれる地方	・地域へのUIJターン数 （関係人口や交流人口を含めた増加数）

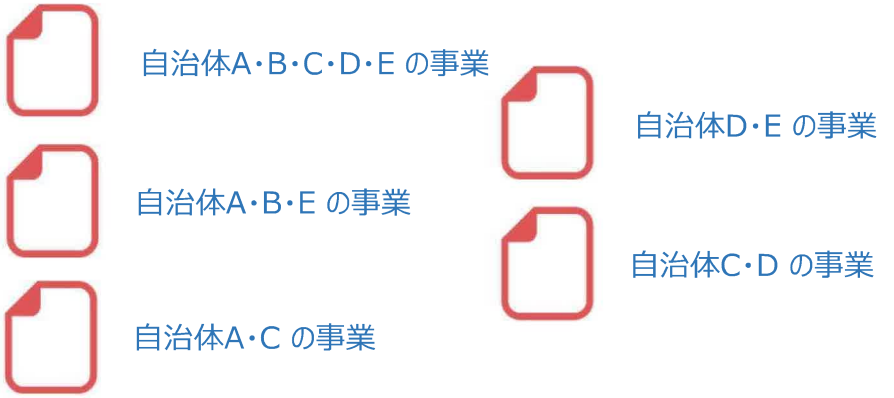
地域未来推進型の概要⑤広域リージョンとして実施する事業

- 地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトに、連携して持続的に取り組むため、都道府県域を超えた広域的な単位で、地方公共団体と経済団体や企業、大学、研究機関等の多様な主体により構成される枠組み。
- 対象となる広域リージョンは、総務省が公表している一覧に掲載されていることが要件。
- 広域リージョンとして複数自治体で実施する事業については、通常の申請上限件数・交付上限額に加え、１リージョンあたり申請可能な事業数を最大５事業までとし、単年度当たりの交付上限額（国費）を最大10億円までとする。



リージョン ①

- **１リージョンあたり申請可能な事業数は、最大５事業。**
- **１リージョンあたりの交付上限額（国費）は、最大10億円/年度。**
- **各自治体において、複数の広域リージョンでの枠組みで申請することも可能であるが、１自治体が各広域リージョンの枠組みで申請できる事業数はそれぞれ最大３事業。**



※広域リージョン連携宣言ビジョン（もしくは時点案）を申請時の添付資料とする
なお、ビジョンについては、交付申請時までの提出が必須となる

地域未来推進型の概要⑥優先採択テーマについて

- 地域未来戦略を推進する上で、特に重要な取組について、優先採択を実施。
- なお、「戦略産業クラスター計画」及び地域産業クラスター及び地場産業に係る「地場産業成長プラン」を別途今後募集予定であることから、こうした計画やプランに特につながりうる事業を想定し、以下の要件を設定。
- 優先採択テーマに選定される事業に該当しなかった場合は、一般的な基準に基づいて採否を決定。

＜令和８年１月募集（新規事業）優先採択テーマ＞

テーマ	要件
戦略産業クラスター関連事業	➢ 戦略産業クラスターとは、熊本のTSMCや北海道のラピダスを支えるクラスターのように、１７の戦略分野に関する検討が主導する形で、企業の大規模投資を中心に形成されるもので、１７の戦略分野のいずれかの分野に該当するもの。 ➢ 取組の実施により将来的に見込まれる付加価値増加額を項目ごとに算出し、事業成果の創出の蓋然性が高いこと。
地域産業クラスター関連事業	➢ 地域産業クラスターとは、地域主導で計画されるクラスターであって、複数自治体の連携促進や中堅企業支援等の適用など、政府の施策の戦略的活用をプッシュ型で提案していくことで、その形成・拡大を目指すもの。 ➢ 取組の実施により将来的に見込まれる付加価値増加額を項目ごとに算出し、事業成果の創出の蓋然性が高いこと。
地場産業支援関連事業	➢ 地場産業の付加価値向上や販路開拓等を支援し、地域経済の拡大を目指す取組。 ➢ 取組の実施により将来的に見込まれる付加価値増加額を項目ごとに算出し、事業成果の創出の蓋然性が高いこと。

地域未来推進型の対象経費　＜ソフト事業＞

- 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業主体の組成段階、事業主体組成後の事業実施段階に要する、ソフト事業を中心とした経費を支援対象とする。
- なお、毎年度同じ事業内容・経費を複数年計上する場合であっても、将来的に事業として自立していくことが可能な計画とすることが必要である。

●事業推進主体組成経費（協議会の設立等）

●事業構想・計画立案経費

●外部人材招聘経費、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）

●試作・実証経費（ただし、実装する時期の目途が明らかであるものに限る。）

※地域公共交通の運行にかかる実証経費について、「交通空白解消」や本交付金により新たに整備する拠点への移動手段の確保、観光周遊ルートの確立等、事業目的を達成する上で必要な新規路線等の運行にかかる実証経費は、対象となり得るが、地域未来推進型による支援は１年間分を原則とする。

●広報・PR経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）

●市場調査経費（テストマーケティング等）

●施設整備経費

●事業設備・備品経費

地域未来推進型の対象経費　＜拠点整備事業＞

①建築物
- 拠点整備事業が対象とする施設は、地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる、建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）及び「建築物以外の施設（設備整備・用地造成等）」に該当するものである。
- 整備される建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）については、経費内訳の建築物整備の内容に計上すること。

②設備整備・用地造成等
- 建築物と不可分となっている機能を有する設備には該当しない設備整備や備品経費、用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体（既存施設を除却・解体しなければ新規施設が整備できない場合）、整備対象施設の取得費（公有化）等のハード事業（原則として地方債の対象となる経費）について、経費内訳の設備整備・用地造成等の内容に計上すること。
- 建築物の整備を伴わない設備整備・用地造成等の場合、原則として、長寿命化や単純更新を目的としたもの、工業団地や農地の造成の経費のみの計上は対象とはならない。

③備品整備
- 地方債の対象とならない備品整備については、事業計画期間中の拠点整備事業の交付対象事業費の２割までとし、備品整備の内容に計上できる。

④効果促進事業（ソフト事業）
- 建築物及び設備整備・用地造成等と一体となってその効果を一層高めるために必要なソフト事業（整備対象施設等で活用するアプリ開発やシステム構築等を想定）については、単年度で事業が完了する軽微なものに限り、経費内訳の効果促進事業（ソフト事業）の内容に計上することができる。

◆施設整備・用地造成等の例
- **設備整備**（屋内遊具、防音施設整備、Webカメラ設置、暖房設備工事、衛生器具設備整備、デジタル設備※　等）
 ※「デジタル設備」の例：Wi-Fi工事、キャッシュレス決済設備、ICT機器設備、VR体験エリア設備、デジタルサイネージ、動作解析が可能なAIカメラ
- **用地造成**（多目的広場・スポーツ広場、スポーツグラウンド、スケートボードパーク、体験農園　等）
- **外構工事**（駐車場、植栽、看板、スロープデッキ設備、オートキャンプサイト設備　等）
- **解体・撤去工事**（既存施設、トイレ、車庫、倉庫　等）

◆効果促進事業（ソフト事業）の例
- **委託業務**（AIを活用した自動音声翻訳アプリの開発、生産販売管理システムの構築、ルート調査・マップ作成業務　等

地域未来推進型の対象経費　＜拠点整備事業＞

地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設

- 地域資源を最大限活用し高付加価値化を図り、域外（海外）の需要の取込を図る施設整備
- 地域の農産物を活用し、地元高校生が運営する地産地消レストランの整備と地域ブランドの確立
- 地域の農産物を原料とする村直営の酒造所の整備と観光客への見学・現地販売
- 地域で有数の観光資源である施設の機能強化と、食の拠点化を合わせた周辺観光の推進
- 地域の資源・再生可能エネルギーの活用や有機農産物等による食の提供を行う観光施設等の整備等を通じた循環経済型ツーリズムの推進

地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住・二地域居住、起業等に確実につながる施設

- 古民家をお試し居住用に改修し、併設された交流スペースでの交流等を通じた移住・二地域居住の促進
- 学校統合により廃校となった小学校を改修し、滞在施設・レンタルオフィスとして移住・二地域居住、起業促進
- 中心市街地にコワーキング施設と併せて、移住相談窓口付シェアハウスを併設

地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設

- 保育所等の子育てサービス等と併せて、ワーキングスペースを開設することにより就労支援
- 仕事と子育て・介護等を両立できる環境整備のため、働き方改革包括支援センター（ワンストップセンター）を整備

地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

- 小学校跡地を利活用した活性化拠点の整備により、宿泊・飲食・住民交流等の村づくりの推進
- 地場産品の直売を始めとする地域コミュニティ組織の日常的な活動拠点を整備し、コミュニティカフェとして活用

買物・医療・交通など日常生活に不可欠なサービスを提供するもの

- 観光拠点を兼ね備えた買物弱者対策としての買物拠点施設の整備
- 地域医療確保及び交通弱者対策のために行うオンライン診療システム及び診療車の整備
- 交通空白地域におけるコミュニティバスの購入及び路線の整備

地域の防犯力強化に資する施設

- 地域コミュニティの維持・強化機能を兼ね備えた防犯ボランティアの活動拠点整備等による安心・安全な地域づくりの推進

地域未来推進型の対象とならない経費　＜ソフト事業＞

- **人件費**（地方公共団体の職員の人件費）

※地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、事業に伴う臨時・非常勤職員（会計年度任用職員など）の人件費や、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれているものは、人件費であることをもって対象外とはしない。

- **職員旅費**（地方公共団体における通常業務の範囲内における出張、事業者や国・都道府県等との事前打合せ、先進地への視察、イベント等への職員の同行に係る旅費など）

※例外として、販路開拓等のためのトップセールスにおける知事及び市区町村長の旅費、これに随行する職員の旅費については対象になり得る。

- **従前から一般財源により実施されている事業経費や経常的な経費等の財源振替、地方公共団体が実施する福祉事業等、本来一般財源で措置すべき経費**

（例）行政事務を効率化するためのシステム構築等に係る経費
　　個人版ふるさと納税のプロモーション経費

- 地域おこし協力隊員の人件費などに対する特別交付税措置等、他の財政上の支援を受けている又は受けることができる経費
- **従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等**

※ただし、それらと関連して行う、新たなサイドイベント等に係る費用については交付対象となり得る。

- 事業計画期間のみに効果が留まるもの
- **特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの**

（例）・お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
・各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
・健康診断等の医療費等の補助、医療費無料化の対象拡大
・研修中の介護士の給与補填
・住宅・土地等の取得費補助
・インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金
（事業としての自立性や公益性、政策効果を確保しているものとして一定の要件を満たしているものを除く。）
・ 赤字企業への事業費助成、赤字施設への運営費の補てん
・ 企業立地（誘致）補助金
・ 金券・クーポン券等発行費
・ 販促物（ノベルティ）の製作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。）
・ 資格取得に要する経費　など

※個別企業への助成について、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成などは、個別企業が対象であっても、本交付金の対象となり得る。

- **備品購入自体を主たる目的とするものであり、ソフト事業との関連がない経費**
- **貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金**
- **用地取得（区分所有権の取得を含む。）に要する経費**
- 拠点整備における基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
- 提案、企画・立案に関するコンサルティング経費

※他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。

地域未来推進型の対象とならない経費　＜拠点整備事業＞

- 公用施設（庁舎、消防署、保健所等）
- 公営企業により整備される施設や、診療報酬・介護報酬、賃貸料及び固定価格買取制度等、制度上**特定の収入で事業に係る費用を賄うこととされている施設**（例：病院、介護保険施設、公営住宅（公営住宅法第２条第２号の規定によるもの）、発電施設、上下水道施設、ガス供給施設等）
- **法律に位置付けられた基礎的な行政サービスを行う公共施設**であって、総合戦略の成果目標如何にかかわらず必要とされる施設（例：学校、保育園、認定こども園、給食センター、廃棄物処理施設等）
- **全国的に広く普及した施設の定例的な修繕・設備更新**等であり、地方創生への十分な効果が認められないもの
- モニュメント等、地方創生への十分な効果が認められないもの
- 単に建築物に固定されている設備や、備品購入のみを目的としたもの（例：建物看板やカーテンの設置、机・椅子の購入など）
- 既存設備の更新や施設の老朽化による修繕のみを目的とする事業で、地方創生への効果が説明できないもの
- 施設整備等に係る用地取得（区分所有権の取得を含む）
- 整備対象施設の基本計画の策定経費や建設の前提となる事項の事前調査費（例：地質調査費、埋蔵文化財調査費等）
 ※提案、企画・立案に関するコンサルティング経費についても、ソフト事業と同様の取扱いとする
- 民間事業者への間接補助による設備整備や用地造成

※他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は、原則として支援の対象外であり、
他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。

地域未来推進型（インフラ整備事業）の対象経費

（１）インフラ整備事業にかかる事業の組み合わせ

インフラ整備事業を実施する場合、以下の組み合わせを条件とする。

① 下記の事業分野を跨がる複数事業を対象とし、インフラ整備事業（2事業以上）＋ 拠点整備事業 or（andも可）ソフト事業

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	農業農村整備・水産基盤整備	農林水産加工施設	農水産物の高付加価値化・輸出促進

（注）複数事業については、複数省庁の事業に跨らなくても可。拠点整備事業とソフト事業はどちらかで可。

② インフラ整備事業（1事業）＋ 拠点整備事業 ＋ ソフト事業

※ただし、ソフト事業で全事業費の２割を超える場合はソフト事業との組み合わせのみで可とし拠点整備事業は不要とする。

組み合わせ	インフラ整備事業	拠点整備事業	ソフト事業
例	都市環境整備	道の駅の物産等施設	特産品等の開発・販路拡大

（２）対象となるインフラ整備事業

従来の地方創生整備推進交付金の対象に限らず、幅広いインフラ整備を対象とする。

①治水事業（社総交※１及び防安交※２の河川事業、その他総合的な治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を含む）
②治山事業
③海岸事業（社総交及び防安交の海岸事業、その他総合的な治水事業を含む）
④道路整備事業（社総交及び防安交の道路事業を含む）
⑤港湾整備事業（社総交及び防安交の港湾事業を含む）
⑥空港整備事業
⑦都市・幹線鉄道整備事業（社総交の地域公共交通再構築事業を含む）
⑧住宅対策事業（社総交及び防安交の地域住宅計画に基づく事業、住環境整備事業を含む）
⑨都市環境整備事業（社総交及び防安交の都市再生整備計画事業、広域活性化事業、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業、その他総合的な治水事業を含む）
⑩下水道事業（社総交及び防安交の下水道事業、都市水環境整備事業を含む）
⑪水道施設整備事業（社総交及び防安交の水道事業を含む）
⑫廃棄物処理施設整備事業
⑬工業用水道事業
⑭国営公園等事業（都市公園事業）（社総交、防安交の都市公園・緑地等事業を含む）
⑮自然公園等事業
⑯農業農村整備事業
⑰森林整備事業
⑱水産基盤整備事業
⑲農山漁村地域整備交付金
⑳推進費等（社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助）

※１　社会資本整備総合交付金の略
※２　防災・安全交付金の略
（注）上記の社総交及び防安交と一体的に実施する関連社会資本整備事業、効果促進事業、社会資本整備円滑化地籍整備事業を含む。